いつだって　必ず誰かが　そばにいる

被害者支援通信

令和7年
増刊号

絵／鹿内　靖子

青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人あおもり被害者支援センター

性暴力被害への支援

性暴力被害相談に携わる方々のための公開講座 2024
学校で性暴力被害がおこったら ～子どもを守る大人に知っておいてほしいこと～

２月24日、当センターでは「性暴力被害相談に携わる方々のための公開講座 2024」として、兵庫県立尼崎総合医療センター産婦人科部長で、同院内に拠点を置くＮＰＯ法人性暴力被害者支援センター理事の田口奈緒さんを講師に迎え、「学校で性暴力被害がおこったら～子どもを守る大人に知っておいてほしいこと～」と題する講演を行いました。

田口さんは、学校での性暴力被害では、被害者・加害者が同じ学校に在籍する児童生徒というケースもあるなど、特有の難しさがあることを指摘し、子どもの話を聴く側に必要な「知識」「スキル」「心がける態度」などをお話しくださいました。たとえば、子どもから最初に話を聞いた時には「話してくれてありがとう」と声をかけることで、子どもだけでなく聴く側の気持ちも落ち着くこと、逆に「どうして○○したの？」という言い方では、子どもは責められたように感じて心を閉ざしてしまうため、ジャッジをせずに話に耳を傾けることなど、具体的な「聴く技術」を教えてくださいました。

また、「学校」という組織で適切に対処するには、話を聞いた教師が一人で抱え込まず、被害者・加害者それぞれの担当を分けてチームで取り組むべきであること、学校は中立な立場ではなく「被害者を守る」という立場に徹するべきであることなどを述べられ、「火事の時に“明日消そう”とはならないのと同じで、性被害も気付いた時の初期対応が大事」と強調しました。

あわせて、性暴力被害という「突然の事態」に適切に対応するための“拠りどころ”となるよう作成された『学校で性暴力被害がおこったら』と題する手引きについても紹介されました。

この公開講座には犯罪被害者支援関係者だけではなく、学校・福祉関係などからも多数の参加があり、熱心に聴講していました。

※手引きはバーチャル・ワンストップ支援センターひょうご（https://onestop-hyogo.com/）からダウンロードできます。

政府の若年層に対する性暴力被害予防の取組

進級や進学・就職など、多くの若い人たちが新生活に期待を膨らませる春。その一方で、思わぬ落とし穴にはまってしまい、被害に遭うこともあります。

そこで政府は、4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定めて啓発活動を行っています。

内閣府男女共同参画局のウエブサイトには、若者向けの啓発動画などのほかに、周囲の大人がどのように対処すべきかを紹介する動画やパンフレットなどが掲載されています。

他機関との協力・連携

青森刑務所の施設見学と制度等研修会

１月29日、支援活動員は、青森刑務所の施設見学及び制度等研修会に参加しました。この研修会は、制度開始から１年を迎えた「矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」についての理解を深め、今後の被害者支援活動に生かしていくことを目的として行われました。

はじめに村上信司所長より概況説明があり、青森刑務所の収容対象は20歳以上で執行刑期10年未満の犯罪傾向の進んだ日本人男性で、収容人数は約300人、罪状は約４割が窃盗、３割強が覚せい剤とのことです。所内では、「再犯防止に必要なのは仕事と福祉」であるとして職業訓練などが行われており、この日も木工製作や洋裁、雪かきに励む受刑者の姿がありました。

かつて日本の刑事司法では犯罪被害者の支援はほとんどなされていませんでした。

心情等伝達制度は「犯罪者の矯正や更生保護」と「被害者支援」のバランスを取って制度設計がなされています。前者の「犯罪者の矯正や更生保護」の趣旨は、被害者の心情等を矯正処遇に活かすことで、より効果的矯正処遇をおこなうことができること。また、後者の「被害者支援」の趣旨は、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すことがこの制度の目的となっています。

こうした中、刑務所での「心情等の聴取・伝達制度」は、被害者やその家族・遺族の声を受刑者に届けることに刑務官が介在する制度です。たとえば被害者等からの手紙を受刑者に届けることは従来でもできましたが、読む・読まないは受刑者に任され、拒否することもできました。この新制度では、原則として被害者の被害に関する心情や加害者の生活や行動に関する意見を聴き取り、刑務官が受刑者に伝えて、受刑者に被害者等の思いや状況を理解させることとしています。

この制度は令和５年12月に運用が始まりましたが、令和６年11月までの１年間の利用実績は全国で136件（青森では０件）とのこと。しかし良い事例ばかりではなく、中には被害者等から強い感情を向けられた刑務官がどう対処して良いか分からず、ぶっきらぼうな対応になった例や、刑務官が被害者等とのトラブルを恐れて萎縮してしまった例もあるとのことでした。村上所長からは、「刑務官もこれまで被害者等と接する経験がなく、利用がなければ実績を積むこともできない。他県の事例を勉強するなどしているが、なかなか難しい面もある」との率直な意見を述べて頂きました。こうしたことを踏まえ、令和５年から青森刑務所職員の方が被害者の気持ちなどへの理解を深めるために、当センターの被害者支援活動員養成講座を受講しています。

当センターとしても、この制度が被害者支援と加害者の更生の双方に資するものとして運用されるよう、今後も意見交換・情報交換をしていきたいと思います。

【制度概要の図】

～法務省矯正局　出版「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」より抜粋～

条例について学ぼう 番外編

～県内の犯罪被害者等支援条例制定の例～

昨年12月に公表された「令和６年版犯罪被害者白書」に、つがる市防災危機管理課の成田貴秋さんの手記が掲載されています。

つがる市では、2018年に車４台の多重追突により４人が亡くなるという痛ましい交通事故があったほか、たびたび大きな事件・事故が発生しています。成田さんの手記では市役所として被害者やご遺族への対応に苦慮したこと、その上で、そうした経験を踏まえて、同市での犯罪被害者等支援条例の制定・施行に至ったことが克明に記されています。

ここでは、その一部をご紹介します。

（略）…実際の犯罪被害者等への対応を通じて、犯罪被害者や残された御遺族のプライバシーの保護や相談体制を整える重要性をひしひしと感じるとともに、犯罪被害者等支援の在り方について改めて検討する必要性を感じさせられました。

そのため、（中略）経済的な支援や精神的な支援はどこの部署で対応できるのか、また、各部署でどのような支援が考えられるのかを把握するために、庁内で提供している制度やサービスの調査を行うことにしました。

調査の結果を踏まえて、初期対応職員が提供可能な支援や関係機関を把握でき、犯罪被害者等に適切な情報を提供できるよう、市役所内の各部署や関係機関が行っている支援の内容やその連絡先等が一覧的に記載された冊子である犯罪被害者等支援業務窓口対応シートを作成するとともに、庁内のどの部署の職員が犯罪被害者等から相談を受けても、連携して必要な制度やサービスをスムーズに提供できるよう、改めて各部署へ通知を行いました。

さらに、犯罪被害者等に対する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等へ見舞金、転居に係る助成金、心理相談料助成金の支給など、経済的負担の軽減や日常生活の支援の充実を図り、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるよう、つがる市犯罪被害者等支援条例の制定に向けて作業を行い、令和６年４月から施行することができました。

「令和６年版犯罪被害者白書」「第２部 第４章 支援等のための体制整備の取組」（99～100頁）より抜粋

県内の多くの自治体で条例の制定・施行が進んでいますが、条例を実際の支援に繋げていくには「人の力」が不可欠です。当センターも被害者等支援の一翼を担う者として、より一層各自治体や関係機関の皆さんと連携・協力してまいりたいと思います。

※成田さんの手記全文および「犯罪被害者白書」は警察庁WEBサイトでご覧いただけます。

自助グループ「犯罪・交通事故被害者遺族のつどい」について

自助グループということばを耳にしたことはありますか？

自助グループとは同じ問題を抱えた者同士が話し、分かち合って、孤立感・精神的苦痛を取り除き回復を図っていくためのグループです。

あおもり被害者支援センターでは、自助グループ「犯罪・交通事故被害者遺族のつどい」を運営しています

被害に遭って大切な人を失うと、「虚しさや誰も信じられなくなる」「自分があの時こうしていたら…」などと、自分を責めてしまう感情が出てくることがあります。また裁判が終わると、周りの人たちに「もう終わったこと」と見られたり、家族間でも自分の想いを話せなくなったりすることがあります。

ご遺族に寄り添うことは、あおもり被害者支援センターの重要な支援のひとつです。

それぞれの想いを話すなかで、『つどいで話されたことは、この場だけのこととしましょう』とルールを設けています。

参加頂いた方々からは、「聴いてもらって気持ちが晴れた」「話しているうちに自分の思いがはっきりしてきた」「自分だけじゃないんだ」「ここに来てやっと泣くことが出来た」などの声が聞かれます。

立ち直りの過程は似ていても、回復の方法や必要な時間はそれぞれです。お互い支え合うなかから希望を見出していけるように、これからも微力ながら、ご遺族に寄り添える「つどい」でありたいと考えております。

自助グループ
～「犯罪・交通事故被害者遺族のつどい」のあゆみ～

2011年４月
- 自助グループ支援委員会発足（現・自助グループ支援部会）
  自助グループ「交通事故被害者遺族のつどい」とし、発足の準備を進める
  ※安心して参加できるようなルール作り、参加者を募る方法などを検討

2011年10月
- 「交通事故被害者遺族のつどい」開催
  （毎月第２土曜日　１回　青森市で開催）

2014年１月
- 犯罪被害者ご遺族も参加可能とすることで「犯罪・交通事故被害者遺族のつどい」に名称変更

2018年～
- 八戸市でも「犯罪・交通事故被害者遺族のつどい」を開催
- 大切な人を思いながら、和やかなひとときを共有する「思い出を語るつどい」初開催
  （以降、毎年９月　年１回開催）

現在に至る

「思い出を語るつどい」毎年９月開催

被害者ご遺族にも心和むひと時が必要です。

亡くなられたかたを思いながら語らい、作品作りなどを通して安らかに過ごせる場を提供します。

【これまでの開催内容】
- ●思い出の品を持ち寄って分かち合う
- ●三色パステルアート
- ●大切な人に贈るプリザーブドフラワーアレンジ
- ●軽量粘土で作るフォトフレーム
- ●遠州流茶道　　など

軽量粘土で作るフォトフレーム（実際の作品例）

今年度は、赤い羽根福祉基金　特別プログラム「被害者やそのご家族への支援活動助成」を受けられましたので、これまで以上に充実した自助グループの活動が可能になりました。

これからもご遺族に寄り添える活動を継続するよう努めてまいります。

（自助グループ支援部会）

数字で見るあおもり被害者支援センター（2024年度）

電話や面接でつながった相談者の延べ人数
1,070人

電話や面接で要した総時間
315時間

支援に出向いた総距離
14,000km以上
※日本から南米に至る距離に相当

付添い等の支援を行った相談者の延べ人数
268人

付添い等に要した総時間
802時間

広報物配布数
16,050部

編集後記

今回は初めての増刊号の試みとなりました。

いつもの通信ではあまり詳しくお伝え出来ない講演会や研修、日頃の支援活動について皆さんに知って頂きたく編集しました。これからも広報誌を通じて、皆様に情報をお伝えしていきたいと思います。（広報啓発部会）

相談電話 秘密厳守・相談無料

犯罪や交通事故被害
017-721-0783（ゼロナヤミ）
相談受付：平日午前９時から午後５時まで
上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は留守番電話での対応となります。

あおもり性暴力被害者支援センター 性暴力被害（りんごの花ホットライン）
017-777-8349（やさしく）
相談受付：平日午前９時から午後５時まで
上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は国のコールセンターにつながります。

全国共通ナビダイヤル／犯罪や交通事故等電話相談
0570-783-554（なやみはここよ）
相談受付：午前７時30分から午前10時／午後５時から午後10時まで
水曜のみ夜間は午前８時30分から午後10時まで

性暴力・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号
#8891（はやくワンストップ）
発信場所から最寄りの支援センターにつながります

事務局

青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人あおもり被害者支援センター
〒030-0822　青森市中央3丁目20番30号
TEL／017-718-2085　FAX／017-718-2098

印刷：青森コロニー印刷

赤い羽根福祉基金　特別プログラム
「被害者やその家族等への支援活動助成」
本冊子は、上記の助成を受けて作成しました。